

### 3 アスベスト環境対策の課題

アスベストは柔軟性、強靭性、耐熱性等の特性を有し、それらの利便性から特に 1970 年代から 90 年代の 20 年間に渡り、毎年約 30 万トンが輸入されてきた。(図6)

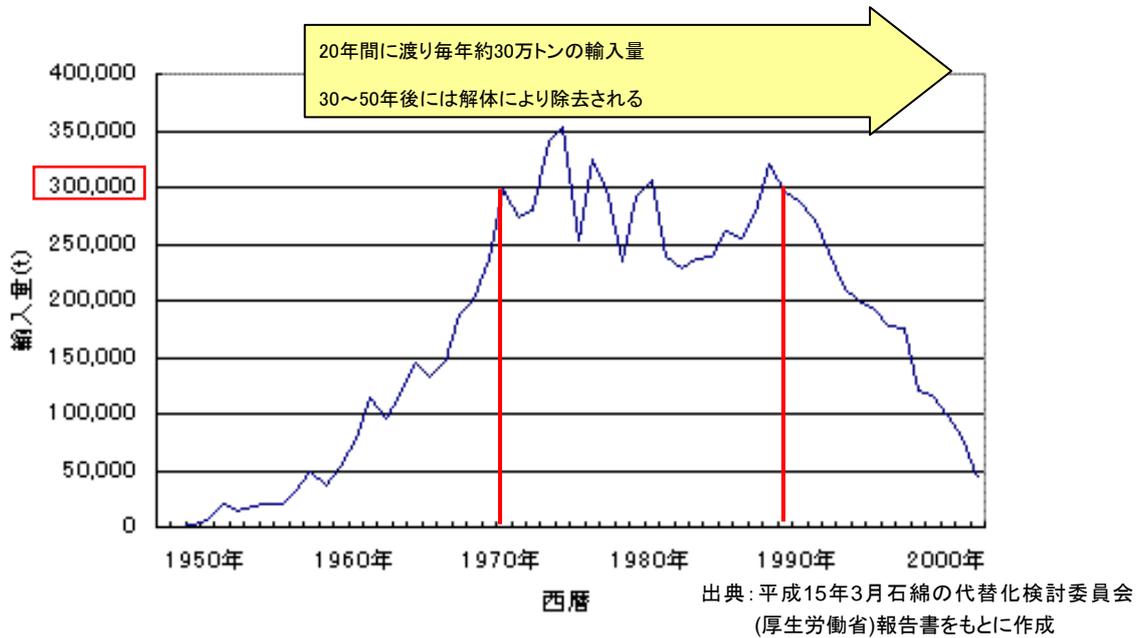
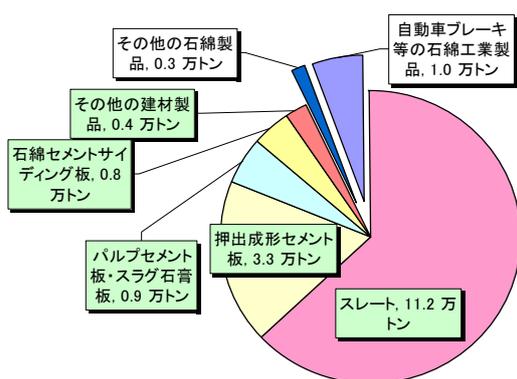


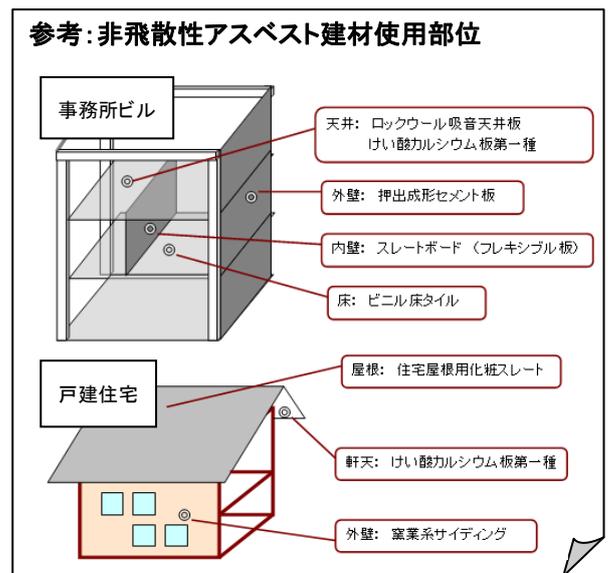
図6 日本のアスベストの輸入量

その多くはスレートをはじめとする非飛散性アスベスト建材や、吹付けアスベスト等の飛散性アスベスト建材として使用され、特に非飛散性アスベスト建材は全ての建材のうち8割以上を占めており、現在も数多くの建築物等の様々な部位に使用された状態でストックされている。(図7)



出典：日本石綿協会「わが国における石綿製品等の使用状況」を参考に算出

図7 国内におけるアスベスト製品の使用状況 (平成7年)



出典：東京都ホームページ

建築物の耐用年数を勘案すると、今後、アスベストが使用された建築物等の解体作業等の増加が予測され、これらの解体作業等が不適正に実施された場合は飛散の

おそれが高まることから、周辺の生活環境への影響が懸念される。

これまで市では、周辺の生活環境を保全するため、アスベストを含有する解体作業等に対し、大防法の取組に加え、指針及び手引により対策を実施してきた。(表8)

表8 関係法令と取組み事項の比較(現行)

種類	項目	環境保全		労働安全衛生
		大気汚染防止法	市取組み事項	(参考)石綿障害予防規則
非飛散性アスベスト建材	事前調査	—	△	○
	届出	—	—	—
	看板の掲示	—	△	○
	住民周知	—	—	—
	作業基準	—	△	○
	アスベスト濃度測定	—	—	—
	完了報告書	—	—	—
	勧告	—	—	—
	公表	—	—	—
	命令	—	—	—
	罰則	—	—	—
	報告及び立入検査	—	—	○
	注文者の配慮	—	—	○
	飛散性アスベスト建材	事前調査	—	△
届出		◎	—	○
看板の掲示		◎	△	○
住民周知		—	△	—
作業基準		◎	—	○
アスベスト濃度測定		—	△	—
完了報告書		—	△	—
勧告		—	—	○
公表		—	—	—
命令		◎	—	○
罰則		◎	—	○
報告及び立入検査		◎	—	○
注文者の配慮		◎	—	○

◎:大気汚染防止法で対応

○:石綿障害予防規則に規定あり

△:指針または手引で対応

—:未対応

しかしながら、指針及び手引では事前調査結果(アスベスト使用状況等)の報告を義務付けていないことから、市がアスベストの使用状況を把握できないため、その指導が徹底されず、さらに住民への情報提供も十分ではないことが懸念される。

また、指針及び手引に基づく行政指導(掲示板の設置、作業基準の遵守、アスベ

ト濃度測定の実施等)では、強制力がないため限界があり、不適正な解体作業等が実施された場合は周辺に飛散するおそれがある。

さらに、一部の事業者により不適正な処理が行われた場合、解体工事業界全体への不信感へと発展し、円滑なアスベスト飛散防止への取組を阻害することが懸念される。

こうしたことから、今後のアスベストの飛散防止対策については、条例化を図ることにより建築物等の解体作業等における事業者の取組を充実する必要がある。